

秘密保持契約書

(以下「甲」という。)と、とおとうみ臨床試験ネットワーク(以下「乙」という。)とは、甲が開発中の薬剤について実施する臨床試験に係る業務の委受託の可能性の検討(以下「本検討」という。)にあたり、相互に開示する情報等の取扱いについて、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(定義)

本契約において「秘密情報」とは、(i)本検討の過程で相手方から開示又は提供された情報、資料、データ等及び(ii)本検討の過程で自ら知り得た一切の情報をいう。但し、以下の各号のいずれかに該当することを証明できるものについては、秘密情報から除外するものとする。

- (1) 知得の際、既に公知又は公用であったもの
- (2) 知得後、自己の責によらないで公知又は公用となったもの
- (3) 知得の際、既に自ら保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (5) 本検討とは無関係に独自に開発したもの

第2条(秘密保持)

甲及び乙は、秘密情報について、本検討を行う上で開示又は提供を必要とし、かつ、本契約に定める義務と同様の義務を負う自己の役員又は従業員に限りこれを開示又は提供するものとし、相手方の事前の書面による承諾なしに、これを当該役員又は従業員以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。

2. 甲及び乙は、本検討を行っている事実(以下「事実情報」という。)について、本検討を行う上で開示を必要とし、かつ、本契約に定める義務と同様の義務を負う自己の役員又は従業員に限りこれを開示するものとし、相手方の事前の書面による承諾なしに、これを当該役員又は従業員以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。

第3条(目的外使用の禁止)

甲及び乙は、秘密情報を本検討の目的にのみ使用し、相手方の事前の書面による承諾なしに、その他の目的には使用してはならない。

第4条(政府機関等からの開示命令)

第2条及び第3条の規定にかかわらず、甲及び乙は、裁判所、政府機関若しくは金融商品取引所から開示若しくは提供を命令若しくは要請された場合、又は適用法令若しくは金融商品取引所の規則に基づき秘密情報[若しくは事実情報]を開示する場合には、事前に速やかに相手方にその旨書面で通知を行うことを条件に、必要な範囲に限り、当該情報を開示することができるものとする。

第5条(返還・廃棄)

甲及び乙は、本検討が終了した場合、又は相手方から要請があった場合には、相手方の指示に従い、速やかに秘密情報(複写物・複製物を含む。)を返還又は廃棄するものとする。

第6条(有効期間)

本契約の有効期間は、 年 月 日から 年間とする。

第7条(秘密保持期間)

前条に関わらず、第2条の秘密保持義務は本契約終了後 年間経過するまで存続する。但し、各臨床試験について業務委託契約の締結に至った場合には、当該業務委託契約の定めに従う。

第8条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名又は記名押印のうえ、各1通を保有する。

20 年 月 日

甲

印

乙

静岡県浜松市東区半田山一丁目20番1号
とおとうみ臨床試験ネットワーク
代表幹事
浜松医科大学医学部附属病院
病院長

今野 弘之

印